

株式会社 長野銀行 御中

電子記録債権割引申込書(兼譲渡・分割譲渡記録請求書)

記録請求の代行を依頼する。
(該当する場合□に✓)

枚中 / 枚目

(申込日 年 月 日)

割引申込人(以下、「申込人」という。)は、別に締結した銀行取引約定書の各条項のほか、裏面記載の各約定を承認のうえ、実行に対し、次の電子記録債権の割引を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____

電話番号 () _____

割引申込合計 個 _____ 円 _____

割引希望日 (西暦) 年 _____ 月 _____ 日 _____

申込人の 申込人の 支店
でんさいネット利用者番号 決済口座番号 コード _____

普通 _____
当座 _____

No.	記録番号(英数字20桁)	債権者 口座	全部・ 一部	債権金額			割引(譲渡)金額			保証 記録	債務者名	発生記録日 (西暦)			支払期日 (西暦)			成因						
				百万	千	円	百万	千	円			年	月	日	年	月	日							
1		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
2		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
3		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
4		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
5		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
6		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
7		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
8		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
9		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
10		貴行	全部							有														
		他行	一部																					
割引(譲渡・一部譲渡)対象債権計				金額計						調達方法			自己資金			実行借入			その他			計		
													千円			千円			千円			千円		

資金使途および支払先 _____

- 電子記録債権一枚毎に、支払期日順にご記入ください。
- 申込書が2枚以上になる場合は、1枚目の申込書の方に割引申込合計、割引希望日をご記入ください。
- 一部譲渡を行う場合は、「債権金額」欄もご記入ください。
- 申込人以外の保証記録がある場合は、保証記録欄をご記入ください。
- でんさいネット操作画面より出力した「融資申込承認完了」を印刷のうえ申込書に添付ください。

< 営業店使用欄 >

支店長	次長	課長	係・受付印	印鑑照合	譲受予定日	本部宛送付日	送付担当者
店番	融資口座番号	顧客ID	案件番号	稟議番号	稟議承認日	決裁確認者	

< 本部使用欄 >

申込内容報告	仮登録完了日	グルーピング番号	担当者	検印
← 仮登録完了通知				
	譲渡承認日	譲受日	担当者	検印
→ 譲渡承認依頼				

約定

第1条【割引申込】

- 1 申込人は、上記各電子記録債権について、それぞれの債権額から貴行所定の割引料および取立手数料を控除した金額にて割引を申し込みます。
- 2 申込人は、割引を依頼するにあたり、上記電子記録債権の全部について、貴行に対する譲渡記録および保証記録（電子記録債権の一部の割引を申し込む場合には、分割記録、譲渡記録および保証記録）の請求を、貴行が定める期日までに、申込人自らが行うものとします。
- 3 なお、貴行に記録請求の代行を依頼する場合、申込人は、上記電子記録債権の全部について、貴行を譲受人とした譲渡記録および保証記録（電子記録債権の一部の割引を申し込む場合には、分割記録、譲渡記録および保証記録）を貴行が請求することを承認します。なお、当該記録請求は、貴行が定める日において行われることを承諾します。
- 4 申込人は、貴行が電子債権記録機関に対し、上記電子記録債権に関して情報開示を求めることに同意します。
- 5 なお、貴行以外に開設されている債権者口座に係る電子記録債権については、割引申し込みに際し、当該電子記録債権の内容を確認できる資料を提出します。
- 6 貴行が、上記電子記録債権の全部または一部について割引を承諾しないことによって、申込人に何らかの損害が生じた場合であっても、貴行は、その損害について一切責任を負いません。

第2条【効力発生日】

- 1 上記電子記録債権の割引（以下、「本割引」という。）は、申込人に対する通知の有無にかかわらず、貴行が割引を決定したときにその効力を生ずるものとします。
- 2 貴行は、前項の決定後合理的期間内において割引金の支払日を定めることができます。

第3条【買戻し、相殺等】

- 1 上記電子記録債権について買戻し、相殺その他本割引に関する事項は、銀行取引約定書その他貴行と申込人との間で定めた約定に従います。
- 2 申込人は、上記電子記録債権について銀行取引約定書第4条第3項（担保）の規程が適用されることを確認します。

第4条【電子記録債権の返還】

- 1 貴行は、電子債権記録機関が記録請求を制限していない期間において、いつでも保証記録を付さない譲渡記録によって上記電子記録債権の全部または一部を申込人に返還することができます。この場合において、申込人は、当該譲渡記録について異議を述べず、かつ、当該譲渡記録の手数料は、申込人が負担します。
- 2 貴行が割引を承諾しない場合であっても、貴行は、上記電子記録債権の電子記録名義人であったことに関し、申込人に対して利息の支払その他の一切の支払義務を負いません。

第5条【電子記録保証債務の期限の利益の喪失】

申込人は、電子記録債権の債務者が銀行取引約定書第5条第1項に掲げる事由の一つにでも該当した場合、上記電子記録債権の電子記録保証債務に係る期限の利益を失うものとします。

第6条【合意管轄裁判所】

本契約につき紛争が生じた場合、貴行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。